

○内閣府令第 号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の一部の施行に伴い、並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十七第二項、第三十四条の四十八第二項、第三十四条の五十第三項及び第三十四条の五十三第七項、同法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第百九条の二第一項及び第二項、公認会計士法第三十四条の五十五の二、第三十四条の五十六第二項及び第三十四条の五十七第二項並びに同法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項及び第四項の規定に基づき、並びに公認会計士法を実施するため、公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章 [略] 第二章 審判手続 第一節 総則(第二条―第十三条) 第二節 審判手続の開始(第十四条―第十八条) 〔第三節・第四節 略〕 第五節 決定(第六十一条―第六十八条の二) 第六節 雑則(第六十九条―第七十五条) 附則 (通知) 第五条 [略] 2 この章の規定による通知(第二十三条第四項及び第七十二条第二項の規定による通知を除く。)は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第八条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。 (審判手続の事務を行う職員)
改正前	目次 第一章 [同上] 第二章 [同上] 第一節 総則(第二条―第十四条) 第二節 審判手続の開始(第十五条―第十八条) 〔第三節・第四節 同上〕 第五節 決定(第六十一条―第六十八条) 第六節 雑則(第六十九条) 附則 (通知) 第五条 [同上] 2 この章の規定による通知(第十三条第三項及び第二十三条第四項の規定による通知を除く。)は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第八条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。 (審判手続の事務を行う職員)

第八条 「略」

2 前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために法第五章の六その他の法令の規定により審判手続の事務を行う職員が作成する電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）その他の書類又は電磁的記録の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。

（成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第九条 「略」

2 法定代理権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

3 審判官は、前項の規定により法定代理権を証明する書面の画像情報が出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

（代理人）

第十条 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

第八条 「同上」

2 前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。

（成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第九条 「同上」

2 法定代理権は、書面で証明しなければならない。

「項を加える。」

（代理人）

第十条 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

2|| 審判官は、前項の規定により代理人の権限を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

3・4|| 「略」

5|| 金融庁長官は、第三項の書面の提出を受けた場合において、法第三十四条の四十三第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

6|| 「略」

「条を削る。」

「項を加える。」

2・3|| 「同上」

4|| 金融庁長官は、第二項の書面の提出を受けた場合において、法第三十四条の四十三第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

5|| 「同上」

(送達)

第十三条 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第六十二条第二項の規定による補充送達が行われたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

2 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第七十七条第一項の規定による送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について同項に規定する書留郵便等に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

3 金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

(用語)

第十三条 「略」

(審判手続開始決定記録のファイルへの記録)

第十四条 法第三十四条の四十一第一項の規定による審判手続開始決定記録(同項に規定する審判手続開始決定記録をいう。次条及び第六十三条第三項において同じ。)のファイル(法第三十四条の四十一第一項に規定するファイルをいう。第七十三条第四項第一号を除き、以下この章において同じ。)への記録は、法第三十四条の四十一第一項の決定後、速やかに行うものとする。

(審判手続開始決定記録の記録事項等)

第十五条 審判手続開始決定記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

「一〇五 略」

2 審判手続開始決定記録を送達する場合には、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を添付するものとする。

- 一 被審人又はその代理人が最初の審判手続の期日に出頭すべき旨
- 二 「略」

(審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し)

(用語)

第十四条 「同上」

「条を加える。」

(審判手続開始の決定)

第十五条 法第三十四条の四十一第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「審判手続開始決定書」という。)により行うものとする。

「一〇五 同上」

2 審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。

- 一 被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨
- 二 「同上」

(審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し)

第二十一条 第二回以後の審判手続の期日の指定及び変更は、審判長（法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官。第二十三条第二項及び第四項、第三十一条第六項及び第七項、第三十五条第二項、第四十三条第六項並びに第四十九条を除き、以下この節及び次節において同じ。）が行う。

2 「略」

3 第一項の審判手続の期日の呼出しは、ファイルに記録された電子呼出状（審判手続の事務を行う職員が、審判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。第三十九条及び第五十九条において同じ。）の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（審判手続に係る電子調書の形式的記録事項等）

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに電子調書を作成し、これに次に掲げる事項を記録しなければならない。

「一〇七 略」

2 審判手続の事務を行う職員は、前項の規定により電子調書を作成するときは、当該電子調書が当該審判手続の事務を行う職員の作成に係るものであることを示すために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条 第二回以後の審判手続の期日は、審判長が指定する。

2 「同上」

3 第一項の審判手続の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（審判手続調書の形式的記載事項）

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇七 同上」

2 前項の調書には、審判手続の事務を行う職員が記名しなければならない。

（審判手続に係る電子調書の実質的記録事項）

第二十七条 審判手続に係る電子調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

「一、三 略」

四 審判長が記録を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記録を許した事項

（他の電磁的記録の引用）

第二十八条 審判手続に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十一条 「略」

「2・3 略」

4 審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写若しくは複写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審判官は、準備手続をする場合には、合議体の構成員に命じて準

（審判手続調書の実質的記載事項）

第二十七条 審判手続の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

「一、三 同上」

四 審判長が記載を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記載を許した事項

（調書への引用）

第二十八条 審判手続の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十一条 「同上」

「2・3 同上」

4 審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

「項を加える。」

備手続をさせることができる。

6|| 前項の規定により合議体の構成員に準備手続をさせる場合においては、審判長がその審判官を指定する。

7|| 受命審判官が準備手続をする場合には、審判長の職務は、その受命審判官が行う。

(電子呼出状の記録事項等)

第三十九条 参考人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

「一 三 略」

2|| 前項の電子呼出状を参考人に送達するときは、同時に、審問事項書を送達しなければならない。

(宣誓)

第四十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の宣誓は、審判長が、参考人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、審判長は、参考人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

(呼出状の記載事項等)

第三十九条 参考人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、審問事項書を添付しなければならない。

「一 三 同上」

「項を加える。」

(宣誓)

第四十二条 「同上」

2 「同上」

3 審判長は、参考人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。参考人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

「項を削る。」

4||
「略」

(文書等の質問への利用)

第四十六条 「略」

2 「略」

3 審判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

(書類等に基づく陳述の禁止)

第四十七条 参考人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(対質)

第四十八条 「略」

2 前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

3 「略」

(映像と音声の送受信による通話の方法による参考人審問)

第四十八条の二 法第三十四条の四十七第二項に規定する方法による

4|| 前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5||
「同上」

(文書等の質問への利用)

第四十六条 「同上」

2 「同上」

3 審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

(書類に基づく陳述の禁止)

第四十七条 参考人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(対質)

第四十八条 「同上」

2 前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

3 「同上」

「条を加える。」

審問は、指定職員及び被審人又はその代理人（同項第二号に掲げる場合にあっては、指定職員及び被審人又はその代理人並びに参考人の意見を聴いて、参考人を次に掲げる要件を満たす場所であつて審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一 指定職員又は被審人若しくはその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第三十四条の四十七第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員並びに被審人及びその代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人若しくはその代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二 参考人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

2 前項の方法による審問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3 第十九条の二の規定は、第一項の方法による審問をする場合にについて準用する。

（被審人審問の手續）

第五十条 「略」

2 「略」

（被審人審問の手續）

第五十条 「同上」

2 「同上」

3|| 法第三十四条の四十八第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、被審人を次に掲げる要件を満たす場所であつて審判官が相当と認める場所に出頭させる。

一 指定職員又は被審人の代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第三十四条の四十八第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員及び被審人の代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人の代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二 被審人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

4|| 第十九条の二及び第四十八条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

5|| 前款（第四十二条、第四十八条第一項及び第四十八条の二を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

（証拠書類又は証拠物の提出等）

第五十一条 「略」

2 「略」

3|| 証拠書類又は証拠物を提出する者は、第一項の規定による証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の規定による証拠物に係る証拠説明書の提出に代えて、これらの書類の画像情報

「項を加える。」

「項を加える。」

3|| 前款（第四十二条及び第四十八条第一項を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

（証拠書類又は証拠物の提出等）

第五十一条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と当該提出する者の使用に係る電子計算機（内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この章において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4 審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書若しくは第二項の証拠物に係る証拠説明書又は前項の画像情報をこれらの書類又は画像情報を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十二条 外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第四項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2 「略」

（書類等の提出命令の申立て）

第五十三条 書類その他の物件（以下この条及び次条第三項において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明

3 審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の証拠物に係る証拠説明書を当該文書又は当該書面を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十二条 外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第三項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2 「同上」

（書類等の提出命令の申立て）

第五十三条 書類その他の物件（以下この条において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書

らかにして、書面でしなければならない。

「一〇四 略」

「2〃4 略」

（証拠書類等の提出の方法）

第五十四条 「略」

2 「略」

3 前条第三項の規定による命令に係る書類等の所持者は、指定職員及び被審人又はその代理人に異議がないときは、当該書類等の提出に代えて、当該書類等の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と当該書類等の所持者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、当該書類等の所持者は、当該書類等を提出したものとみなす。

（宣誓の方式）

第五十六条 鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2 前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定への罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によって行う。

面でなければならない。

「一〇四 同上」

「2〃4 同上」

（証拠書類の提出の方法）

第五十四条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（宣誓の方式）

第五十六条 宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判官に提出する方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定への罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

一〓 宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。次号において同じ。）に鑑定人が署名して審判官に提出する方式

二〓 鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方式

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十七条 「略」

2〓 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、当該書面に記載すべき事項を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3〓 「略」

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人審問）

第五十八条の二 法第三十四条の五十第三項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、鑑定人を審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

2 第十九条の二及び第四十八条の二第二項の規定は、前項の方法に

「号を加える。」

「号を加える。」

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十七条 「同上」

「項を加える。」

2〓 「同上」

「条を加える。」

よる審問をする場合について準用する。

(参考人審問の規定の準用)

第五十九条 第三十九条の規定は鑑定人の電子呼出状について、第四十一条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十二条第二項及び第四項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十三条第四項から第六項まで、第四十六条及び第四十八条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十九条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

(決定の記録事項)

第六十三条 法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

「一三 略」

2 前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記録しなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の第二項又は第三十四条の二十一の二第二項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記録しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定記録を引用することができる。

4 法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

(参考人審問の規定の準用)

第五十九条 第三十九条の規定は鑑定人の呼出状について、第四十一条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十二条第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十三条第四項から第六項まで、第四十六条及び第四十八条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十九条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

(決定の記載事項)

第六十三条 法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一三 同上」

2 前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記載しなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の第二項又は第三十四条の二十一の二第二項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

4 法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

ばならない。

「一・二 略」

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

第六十八條の二 法第三十四條の五十三第七項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

第六節 雑則

（送達の報告）

第六十九條 法第三十四條の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百條第二項の規定により次項に定める電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、送達をした者の使用に係る特定電子計算機から同條第一項の規定による書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

2 法第三十四條の五十五において準用する民事訴訟法第百條第二項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と送達をした者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（書類の送達）

第七十條 書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第三十四條の五

「一・二 同上」

「条を加える。」

第六節 雑則

「条を加える。」

「条を加える。」

十五において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

2 前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3 書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4 被審人又はその代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5 第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

6 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

7 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

(電磁的記録の送達)

第七十一条 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百

「条を加える。」

九条の二第一項本文の通知は、第四項の規定により届け出られた電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によってする。

2 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

3 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める方式は、法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の方法とする。ただし、法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

4 法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければ

ならない。

5 法第三十四条の五十五の二に規定する内閣府令で定める方法は、同条の電磁的記録に記録されている事項を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

(公示送達)

第七十二条 法第三十四条の五十六第二項に規定する内閣府令で定める方法は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一 ファイルに記録された法第三十四条の五十六第二項各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2 金融庁長官又は審判官は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

「条を加える。」

(事件記録の閲覧等)

第七十三条 法第三十四条の五十七第一項又は第二項の規定による求めは、書面ではない。

2 法第三十四条の五十七第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、金融庁設置端末(同項各号に掲げる行為の用に供する目的で金融庁に設置した電子計算機をいう。第四項第二号において同じ。)の映像面に表示する方法とする。

3 法第三十四条の五十七第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と利害関係人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

4 法第三十四条の五十七第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 前項に定める電子情報処理組織を使用して利害関係人の使用に係る特定電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 金融庁設置端末に利害関係人の使用に係る記録媒体を接続し、当該金融庁設置端末を用いて当該記録媒体に記録する方法

5 法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該書面の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

6 法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める

「条を加える。」

電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該電磁的記録の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨及び審判手続の事務を行う職員の名を記録する方法とする。

7 法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録を提供する方法は、第四項各号に掲げる方法とする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第七十四条 法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する方法によつてする同項に規定する申立て等(以下この条において「電子申立て等」という。)は、当該電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする同項に規定する申立て等に関する法令の規定により同項に規定する書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2 電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

3 法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と電子申立て等をする者の使用に係る特

「条を加える。」

定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 4 法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機からその氏名又は名称を入力することとする。 (延滞金の徴収) <u>第七十五条</u> 「略」	(延滞金の徴収) <u>第六十九条</u> 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正後の公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（次項において「新課徴金府令」という。）第十五条及び第六十三条第三項後段の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に改正法第二条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の公認会計士法（次項において「新公認会計士法」という。）第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、施行日前に改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法（次項において「旧公認会計士法」という。）第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

2 新課徴金府令第六十三條の規定は、施行日以後に新公認会計士法第三十四條の五十三第七項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、施行日前に旧公認会計士法第三十四條の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

（公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令の一部改正）

第三條 公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（令和七年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情) 第二条 令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 一 参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第八十二号)第十六条又は第二十一条第一項の審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合 〔二〃四 略〕	(旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情) 第二条 〔同上〕 一 参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第八十二号)第十六条又は第二十一条第二項の規定による審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合 〔二〃四 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	